



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *54 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 2
- *55 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 2
- *56 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 3
- *57 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 4
- *58 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 5
- *59 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 5

公布された条例のあらまし

- ◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要
知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- ◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要
和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第23条関係)
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- ◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要
和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。(第6条関係)
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- ◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要
和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めました。(第10条関係)
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- ◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要
和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について、期末手当の支給割

合を改めました。(第19条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第21条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第54号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例(昭和22年和歌山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165とする。</u></p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の170とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第55号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第56号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の110を乗じて得た額)」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。</p>

分の105を乗じて得た額)とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第57号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員</u>」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「<u>100分の130</u>とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額)</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の125</u>とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「<u>100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の110を乗じて得た額)</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項</p>

の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。))にあつては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

5 略

の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。))にあつては、100分の110を乗じて得た額」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。

5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第58号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の130</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>6月に支給する場合には100分の130</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 略	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第59号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあっては、100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。